

5-(1)	危険物の取扱いに関する仮貯蔵許可の柔軟な対応
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	消防法第10条
要望の具体的内容	<p>危険物の取扱いに関し例外的に認められている仮貯蔵について、平常時においても、10日を超える仮貯蔵の繰り返し承認が柔軟に認められるよう対応すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現行法上、所轄消防長又は消防署長の承認により、10日以内に限り、仮貯蔵することが認められている。仮貯蔵は、例外的な措置であり、繰り返し承認は認められにくいのが現状である。</p> <p>そのため、現行の運用下においては、例えば、電力会社では、平常時においても、変圧器等の油入機器の分解点検・修理等において、機器内の絶縁油を、一旦抜油の上、発電電所等の構内に仮貯蔵し、修理等完了後に、再び戻すという作業を実施しているが、仮貯蔵許可期限10日以内という制約の中で、この分解点検・修理等に係る一連の作業を完了しなければならないため、本来実施したい一部修理等の実施を繰り延べて計画する等の対応を行っている。天候不順等の影響により作業時期・時間に制約を生じる等、作業工程の柔軟性が確保できない場合もあり、設備保全および作業安全の確保にも支障が生じる懸念がある。</p> <p>そうした中、東日本大震災を受けて、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いにおける10日を超える仮貯蔵の際の繰り返し承認については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きについて」(消防災第364号・消防危第171号平成25年10月3日)が通知され、繰り返し承認について柔軟な対応が認められた。</p> <p>そこで、安全性を検討した上で上記結論に至ったのであれば、平常時においても、安全対策を行うことを前提に、同様の柔軟な対応が可能となるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁危険物保安室

5-(2)	屋外タンク貯蔵所における指定数量の計測方法の統一
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	消防法第9条の4、第10条 危険物の規制に関する政令第1条の11、第2条第2号
要望の具体的内容	屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断は、タンクごとに行う旨の通知を出すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>現行法上、危険物の貯蔵を行う場合、指定数量以上の場合は、危険物貯蔵所として消防法、指定数量未満の場合は、少量危険物貯蔵所として市町村条例の適用を受ける。</p> <p>屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断については、タンクごとに判断するとの各市町村条例の下の運用基準や規則で規定されている場合もあるが、必ずしも統一されていない。このような運用を定めていない市町村では、複数タンクを設置する場合に、タンクごとに判断をすれば少量危険物貯蔵所となる場合であっても、複数のタンクの貯蔵量を合計し、危険物貯蔵所と判断されることがあり得る。</p> <p>実際に、農業用ハウス暖房設備として、指定数量2,000リットルの重油につき、1,900リットルタンク8基の設置届出をする際、当初は危険物貯蔵所と判断されたものの、協議の結果、少量危険物貯蔵所として扱われることとなった事例があり、企業は対応に苦慮している。</p> <p>そこで、政府からの統一見解として、屋外タンクで貯蔵する場合の指定数量の計測方法については、タンクごとに判断する旨の通知を出すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁

5-(3)	屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第17条第1項第2号
要望の 具体的内容	ドクターヘリ屋上ヘリポートにおいて、1日当たり、1,000リットル(指定数量)以上の給油が可能な給油取扱所(航空機給油取扱所)の設置を可能にすべきである。
規制の現状と 要望理由等	<p>ドクターヘリ運航においては、屋上ヘリポートに、屋上給油施設を設置して運用をしている。ドクターヘリ用の屋上給油施設を設置する場合、給油取扱所(航空機油取扱所)としての設置は認められておらず、市町村条例で設置許可が可能な「少量危険物取扱所」として設置されている。</p> <p>しかし、少量危険物取扱所では、給油する航空燃料(JETA-1)の指定数量が1,000リットルとされ、1日当たりの給油量が1,000リットル未満となることから、運航回数に制限が生じる。具体的には、ドクターヘリ運航の主なヘリ(MD900/BK117C-2/EC135)の燃費と運航毎の給油量はおおよそ200リットル程度であり、最大運航回数は1日あたり5回となる。また、1,000リットル/日という給油量の制限下では、大型の防災ヘリ等の給油要請に協力することが出来ない。</p> <p>安全性については、屋上ヘリポートに、給油設備用を含めた消化設備を設置している。また、給油施設の周囲に溝を設けるとともに、吸着剤・吸着マット等を常備するほか油水分離槽を設置するなど、直接地上に燃料が溢れないようにするための漏洩対策を十分に講じている。航空燃料の取扱量が増加することのみをもって安全性に問題が生じるとは思われず、安全対策を講じた上であれば、航空機給油取扱所の設置も可能と考える。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省消防庁

5-(4)	公有水面埋立の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	公有水面埋立法第4条第1項第5号 公有水面埋立法施行規則第3条第3項 各県環境影響評価に関する条例
要望の具体的内容	<p>民間企業が保有する岸壁・護岸等は、老朽化が進行しており、今後発生が目前に迫っていると想定されている大規模自然災害等により、崩壊し浸水する、液状化によるはらみ出しにより航路を塞ぐ等の被害をもたらす可能性がある。</p> <p>そこで、耐震化等防災・減災対策の目的であれば、民間企業が沿岸から数メートル程度の前出しを伴う補修・補強を認めるべきである。また、環境アセスメントを含む手続きの簡素化を図り迅速な対応を図れるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; 民間の埋立は、公共目的に限定されていることから実質的に許可されていない。また、本来50ha以上で行うべき環境アセスメントについても各港湾管理者から求められる。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 南海トラフ等巨大自然災害等の発生時には、企業の保有する岸壁・護岸等が損傷、または崩壊して浸水する、液状化によるはらみ出し等により航路を塞ぐ等の被害が想定される。企業としては、人命尊重や事業継続の観点から耐震化等護岸・岸壁の補強対策が必要であるが、現在の公有水面埋立法上は、前出しが認められていないことから、供用中の港湾設備・施設に対して、陸上側から補修・補強を施すしかない。しかしながら稼働中の構造物を撤去し、地盤改良等を行う工法は、技術的に非常に困難であり、かつ膨大なコストと時間を要する。逆に、海側から現状の岸壁・護岸の前面を埋立補強が行うことができれば非常に短時間で低コストで実施できる。従って、防災・減災効果を発揮できる、おおよそ2m程度の埋立法線の前出し(公有水面の埋立)に範囲を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めることを求める。また、同時に法上は50ha以上の埋立について求めている環境アセスメントが、公有水面埋立法施行規則では全ての埋立に対して、各港湾管理者の条例等では小規模な埋立に対して求められており、環境アセスメントに要する時間が2～3年程度と長期間に亘ることから本来の法の原則に戻し、かつ既に当該地域では港湾作業等が実際行われていることを勘案して、項目の簡略化等を行うことにより安全対策に要する時間が一層短縮できる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 国土強靱化は、公共インフラの強化と、民間の産業インフラの強化が同時に行われることにより、初めて、わが国の国土強靱化が達成されるものである。本要望が実現して民間の岸壁・護岸の耐震化(安全対策)が行われることにより、財政規律を守りつつ、当該地域に加えてわが国全体の産業・雇用を守ることができ、かつ後背地の住宅等住民の安全に資することとなる。それにより現在政府で進めている国土強靱化の流れにも沿うものであり、かつ早期実現に資するものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国交省港湾局、各港湾管理者

5-(5)	非常用発電機に対する、一般取扱所規制の除外または緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	危険物の規制に関する政令第19条2-三、第12条1-四 危険物の規制に関する規則第28条の54、57
要望の具体的内容	非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2-三により危険物一般取扱所に該当しており、危険物の規制に関する規則第28条の54、57により、設置場所に応じて各種規制を受けている。しかし、そもそも非常用発電機は、停電時のみ燃料を消費し、平時は稼働しない設備である。そこで、現状の安全設備水準について丹念な検討を行ったうえで、安全性が確認されれば一般取扱所にかかる諸規制の対象外とする、または緩和することを求める。
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; 非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2-三により危険物一般取扱所その他これに類する一般取扱所に該当している。このため、危険物の規制に関する規則第28条の54、57により、非常用発電機の設置場所(屋内、屋外(地上)、屋外(屋上))に応じて、設置にかかる諸規制を受ける。とりわけ、1日の取扱量が指定数量30倍以上となる非常用発電機については、屋上設置は不可、屋外設置の場合は発電機と発電機の間5メートルの離隔距離が必要となり、屋内設置の場合は発電機毎に部屋を防火区画する必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告書等では、災害時にも資金決済機能や企業の本社機能などの経済中枢機能について、3日間程度の継続性を確保することが求められている。しかしながら、これを実現しようとする大型の非常用発電機が必要となるため、1日に消費する燃料の量が指定数量の30倍以上となる例が多く、敷地や建物による制約から、非常用発電機を新たに設置することや、燃料の備蓄量を増やすことができない状況となっている。</p> <p>既にデータセンターにおける非常用発電機については、安全設備が十分に整備されている。今後は各種安全設備等について丹念な検証を行ったうえで、データセンターはもちろんのことわが国全体も視野に入れて、非常用発電機に対する一般取扱所規制の除外を検討をしていくことが必要である。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 屋上や屋外での非常用発電機の設置にも取り組みやすくなる。これにより、従来敷地や建物による制約の下で非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機による非常用電源の確保(運転時間:72時間以上)を実現するための対策が可能となり、発災後の通信インフラ機能等の維持や企業の事業活動の継続性強化にも大きく寄与する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁危険物保安室